

法律誕生

「成年被後見人から一律に選挙権を奪うことは許容できない」。東京地裁は2013年3月14日、成年被後見人である茨城県の女性が国を相手取った訴訟で、現行の公職選挙法は違憲で無効との判決を言い渡した。成年後見は知的障害や認知症で判断能力が不十分な人の財産管理などを支援するため、本人らの申し立てにより裁判所が「後見人」を指定する制度。地裁判決を受け、後見人が付くと選挙権を失うと規定する公選法の改正を求める声が強まった。いち早く動いたのが公明党だ。判決直後から政府に控訴断念を求め、26日には党政治改革部長の北側一雄らが首相官邸を訪ね菅義偉官房長官に直談判した。政府が「高裁、最高裁の

改正公職選挙法



選挙権を回復し、参院選の投票はがきを手にする被後見人(昨年7月) 画像の一部をモザイク加工しています

「被後見人も一票」スピード成立

判断を仰ぐべきだ」として27日に控訴に踏み切ると、選挙権回復のための立法措置をめざす方針へかじを切った。7月想定参院選も早急な対応を促した。「参院選後はしばらく国政選挙がない。何とか間に合わせないといけない」。北側は参院選から実施するための準備期間も考慮し、法案成立の期限を「5月中」とはじいた。ただ、連立を組む自民党には

改正公職選挙法のデータ

正式名称	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律
委員会	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
国会提出日	2013年5月17日
成立日	2013年5月27日
概要	成年後見人が付くと選挙権を失うとした公選法の規定を削除し、被後見人に一律に選挙権を与える。被後見人に認められる代理投票の際に必要な補助者の要件を、「投票管理者が投票所の事務に従事する者の中から定める」と規定

「選挙権を認めれば、違法な投票干渉などが起きかねない」といった消極論も少なくなかった。そこで北側は自民党選挙制度調査会長の逢沢一郎に与党協議の開始を提案。4月9日にプロジェクトチームを立ち上げ、議員立法として公選法改正案を国会に出す方針を決めた。与党は5月の大型連休後、計3回にわたって野党全党を対象に法改正の趣旨や目的を説明し

私の秘話

国との和解へ
担当幹部と調整

法改正を主導した公明党の北側一雄副代表 後日談



がある。法改正で選挙権回復が決まったが、国は控訴は取り下げなかった。東京と同様の訴訟が京都や札幌などでもあり、そのまま放っておけば訴えが却下されてしまう。弁護士から相談を受けて法務省、総務省の担当幹部を呼び和解のための調整を進めた。2013年7月18日までに4つの裁判全てで和解、同21日の参院選に間に合った。

(インタビューの詳細を電子版に掲載) Web刊↓紙面連動)

◆唯一の立法院、国会。「法律誕生」は法律を作るといっ政府が本来の仕事に光を当て、成立までのドラマを描きます。